

旧優生保護法に関する近時の裁判

— 大阪高裁決2022（令和4）年2月22日 —

梶原 洋生

日本社会事業大学

A recent court case on the former Eugenic Protection Act

— Osaka High Court overturning a lower court ruling on February 22, 2022 —

Kajiwara Yousei

Japan College of Social Work

Abstract : This paper focuses on a court case regarding the so-called former Eugenic Protection Act. On February 22, 2022, Osaka High Court overturned Osaka District Court's decision, ordering the national government to compensate plaintiffs. This is a case where the plaintiffs, including women forcibly sterilized under the Act and one of their spouses, sought compensation from the government for damage but were rejected by the district court. While we recently see a number of similar court cases across Japan, demanding compensation, district court decisions had rejected their claims on the ground of the statute of limitations. At last, the high court gave its first ruling in the country and overturned the previous decisions. In this paper, the author would like to examine court documents on this case while reviewing relevant literature.

Key Words : former Eugenic Protection Act, sterilization, overturned ruling

抄録 : いわゆる旧優生保護法に関する裁判に注目した。2022（令和4）年2月22日に大阪高裁で控訴審判決が出た。当該法律に基づく不妊手術を受けたという本人又はその配偶者である控訴人らが、国に対し損害賠償を請求したのであったが、請求を棄却した一審の大阪地裁判決を変更し、国に賠償を命じた。近時こういった損害の賠償を訴える裁判が全国各地で起こってきたものの、それらの地裁判決は、除斥期間を理由に損害賠償は請求ができないとしてきたのである。ついに日本で初めての高裁判決が出て、これまでの判断を逆転させたことになる。この裁判資料を入手し若干の文献的考察を行ったので報告したい。

キーワード : 旧優生保護法、不妊手術、逆転判決

1. はじめに

筆者は、いわゆる旧優生保護法に関する近時の裁判を追いかけてきた。その結果、原告勝訴の逆転判決について裁判資料を入手し、若干の文献的考察を行えたから報告したい。それは大阪高判2022（令和4）年2月22日である¹⁾。旧優生保護法によって強制的に不妊手術をされたと主張する複数人が、国に

対し損害賠償を請求したのであるが、この裁判では請求を棄却した一審の大阪地裁判決を変更し、国に賠償を命じた。旧優生保護法の下での不妊手術は、現在各地で裁判が起きているが、これまでの各地における地裁判決は、それぞれ不妊手術から20年以上が経過していて、除斥期間を終えているとし、原告らの訴えた損害賠償は請求ができないとしてきた

のである。この一連の経緯がありながら、各地で初めての高裁判決が今回逆転させたことになる。原告は、知的障害がある女性と、ともに聴覚障害がある夫婦との3人であった。

重要判示の第1は、立法行為の違法性の事項である。すなわち、「旧優生保護法4条ないし13条は、子を産み育てるか否かについて意思決定をする自由及び意思に反して身体への侵襲を受けない自由を明らかに侵害するとともに、特定の障害等を有する者に対して合理的な根拠のない差別的取扱いをするもので、明らかに憲法13条、14条1項に反して違憲である。したがって、それら規定の立法行為は国家賠償法上違法」とした。重要判示の第2は、控訴期間の事項である。すなわち、「旧優生保護法の優生思想や優生手術に関する文言・規定は、平成8年6月に成立した改正法により廃止されたのであって、除斥期間の起算点である『不法行為の時』は、控訴人らのいずれについても、上記法律の施行日前日である同年9月25日」だとした。「控訴人らによる本件訴訟の提起の時点では、上記起算点から20年が経過していたが、旧優生保護法の規定による人権侵害が強度である上、憲法の趣旨を踏まえた施策を推進していくべき地位にあった被控訴人が、旧優生保護法の立法及びこれに基づく施策によって障害者等に対する差別・偏見を正当化・固定化、更に助長してきたとみられ、これに起因して、控訴人らにおいて訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったことに照らすと、控訴人らについて、除斥期間の適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平の理念に反する」と述べた。また、「時効停止の規定の法意に照らし、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから6か月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限されるものと解するのが相当である」とした。こののちの2022年3月7日に国はこの判決を不服として最高裁に上告したので、一般財団法人全日本ろうあ連盟は理事長名で2022年3月9日に、「優生保護法裁判の大阪高裁判決に対し、国が上告したことに強く抗議する（声明）」を公表し、「国が上告した行為は、再び、被害者に対しての非人道且つ差別的な行いをし、人権回復の芽を摘むという誤りを犯すものです。私たちの思いと願いは

再び裏切られたのです」とした²⁾。他にも、特定非営利活動法人DPI（障害者インターナショナル）日本会議は議長名で「旧優生保護法訴訟の大阪控訴審判決に関するDPI日本会議声明」を公表し³⁾、「今回の大阪判決では訴えを起こすことが出来ない状況が長年続いていたことを認め除斥期間を適用しなかった大阪高裁の判断を支持したい」と述べながら、「一連の旧優生保護法訴訟では、原告はいずれも高齢となっており、全国25名の原告のうちすでに4名の方が亡くなっている。」と指摘した。なかでも「今回の控訴人の80代の夫は『高齢なので、国が上告すれば判決まで待てるか不安なので、上告しないでほしい』と求めている」として、「国に対しては、上告をせずに速やかに本判決を確定させること、控訴人らすべての優生保護法被害者に謝罪と賠償をすることを強く求めたい。そして、未だ声を上げることのできない被害者への更なる調査、二度と同じ過ちを繰り返さないための検証と一時金支給法の抜本改正を行い、優生思想のない社会にするための施策を講ずることに取り組むべきである」と述べている。2022年3月11日には、大阪高裁の逆転判決に続き、東京高裁が国に賠償を命じる判決を出した。学界はかような近時の裁判動向について、安枝（2022）が「流れを変えた」と前向きに評している⁴⁾、堀井（2022）は一時金支給を論じている⁵⁾。さらに新里（2022）は「全面解決」を試論することとなった⁶⁾。なお、梶原（2020a）は1951年ころの北海道について、自治体調査の現資料を取り上げた⁷⁾。また、梶原（2020b）は、近畿地方でかつて行われていた児童相談所依頼の婦人寮調査という原資料を取り上げて、障害者の「断種」を主張した行政の実務を垣間見ている⁸⁾。それらの立法事実を踏まえつつ梶原（2021）は旧優生保護法に係る近時の地方裁判所の判決を取り上げ、立法ときに「国会を超えたもっと大きな『多数決』が、日本の全土に進行していた」と述べた。「人類の断絶について、時の賛同者数で決めるべきだったのかを考える必要がある」としていた⁹⁾。

2. 事案の概要

旧優生保護法に基づく不妊手術を受けたという本人又はその配偶者である控訴人らが、「旧優生保護法が人の性と生殖に関する権利であるリプロダク

ティブ・ライツ、自己決定権、平等権等を侵害する違憲なものであるにもかかわらず、①国会議員が旧優生保護法を立法したこと、②国会議員が被害救済立法を行わなかったこと、③厚生労働大臣及び内閣総理大臣が被害救済措置を講じなかったことがいずれも違法である」と主張し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めた事案である。原審が、控訴人らの請求をいずれも棄却したので、これを不服として、本件控訴を提起したのであった。

控訴人X（女性）は中学校の3年生の時に日本脳炎にり患し、その後遺症として知的障害（障害の程度は、B1（中度）である。）を負った者である。控訴人Y（女性）は、出生時から耳が全く聞こえず、聴力障害2級（両耳全ろう）及び音声・言語機能障害3級（言語機能の喪失）の障害を有する者である。控訴人Z（男性）は、控訴人Yの夫であり、3歳の時に発熱によって聴覚を失い、聴力障害2級（両耳全ろう）及び音声・言語機能障害3級（言語機能の喪失）の障害を有する者である。控訴人X及び控訴人Yに対する優生手術の実施の有無・内容等を記録した資料は、現存しない。主な争点は、(1) 控訴人Xに対する優生手術の有無、(2) 控訴人Yに対する優生手術の有無、(3) 国会議員による旧優生保護法の立法行為の違法性、(4) 国会議員による救済法の立法不作為の違法性、(5) 厚生労働大臣による救済措置の不作為の違法性、(6) 内閣総理大臣による救済措置の不作為の違法性、(7) 控訴人らの損害、(8) 除斥期間の適用の可否であった。

3. 裁判所の判断（その1）：控訴人らの損害

争点の中でも、「控訴人らの損害」については、XとYが「本人の同意のないまま、それぞれ旧優生保護法12条の申請ないし4条の申請に基づく優生手術を受けさせられ、身体への侵襲を受けた上、生殖機能を不可逆的に喪失したことで、子をもうけるか否かという幸福追求上重要な意思決定の自由を侵害され、子をもうけることによって生命をつなぐという人としての根源的な願いを絶たれたものであり、本件各規定に係る違法な立法行為による権利侵害を受けた」とした。さらに「旧優生保護法の下、一方的に『不良』との認定を受けたに等しい」と述べた。「非人道的かつ差別的な烙印」は、「個人の尊厳を著

しく損ねるもので、違法な立法行為による権利侵害の一環をなすもの」であったが、「優生思想に基づく規定を改める優生保護法の一部を改正する法律（平成8年法律第105号）の施行日前日の平成8年9月25日まで継続」したと指摘した。Zは、婚姻後にYが同意なく優生手術を受けさせられ、生殖機能を不可逆的に喪失したことで、Yとの間の子をもうけることができなくなったもので、「配偶者との子をもうけるか否かという幸福追求上重要な意思決定の自由を妨げられる」など、Yも「生命を害された場合にも比類すべき精神上的苦痛を受けたといえる」から、違法な立法行為によって「権利を侵害された」と判断した。

4. 裁判所の判断（その2）：除斥期間

裁判所は「除斥期間の適用の可否」について、民法724条後段の法的性質を不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解している。除斥期間の起算点は「不法行為の時」と定められていて、具体的な権利侵害の内容と継続性に照らすと、本件における「不法行為の時」は、「控訴人らのいずれについても、違法な侵害の終期である平成8年9月25日」という。控訴人Zは、自らが手術による身体的侵襲を受けたものではないが、妻である控訴人Yに対する権利侵害と不可分一体の関係にあるとした。

また、除斥期間の制度目的・趣旨に鑑みれば、「被害者側の固有の事情を考慮して除斥期間の規定の適用を制限するような例外を認めることは、基本的に相当ではない」としながら、「もっとも、このような除斥期間の規定も例外を一切許容しないものではなく、①不法行為の被害者が当該不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合（最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1087頁参照）や、②被害者を殺害した加害者が被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人がその事実を知ることができず、民法915条1項所定のいわゆる熟慮期間が経過しないために相続人が確定しないまま、上記殺害の時から20年が経過した場合（最高裁平成21年4月28日第三小法廷判決・民集63巻4号853頁参照）など、被害者や被害者の相続人による権利行使を客観的に不能又は著

しく困難とする事由があり、しかも、その事由が、加害者の当該違法行為そのものに起因している場合のように、正義・公平の観点から、時効停止の規定の法意（民法158～160条）等に照らして除斥期間の適用が制限されることは、これが認められる場合が相当に例外的であったとしても、法解釈上想定される」とした。

控訴人Xは、「遅くとも昭和41年頃には、自己が不妊手術を受けたことを認識したが、それが優生手術であったことは母から知らされず、また不妊手術を受けたことを第三者に口外しないように言われたこともあり、姉以外には相談できなかったため、仙台訴訟の提起を知った姉から、同訴訟提起のことを知らされるまで、国家賠償請求訴訟を提起できると考える機会がなかったことが、控訴人Xが提訴に至ることができなかった原因であると認められる。そして、控訴人Xの母が、控訴人Xに対し、手術に関する詳細な説明をしなかったり、第三者への口外を禁じるような話をしたりしたのは、優生手術の対象となった障害者に対する社会的な差別や偏見に控訴人Xが晒されることを危惧したことが理由であると推認」できるといふ。また、控訴人Yは、「出生時から両耳全ろう及び言語機能喪失の障害を有していたところ、昭和49年5月に帝王切開手術を受けて以降、月経が止まったことを不審に思い、ろう学校の先輩に相談し、不妊手術が実施されたのではないかと疑い、母に対し、不妊手術をされたのかと何度か尋ねたが、明確な回答は得られなかった」とし、控訴人Yは、「大阪聴力障害者協会のヘルパーから、優生手術による被害に関する訴訟が兵庫県で提起されたことを、その提起日である平成30年9月28日から間もない時期に手話で教えてもらい、新聞記事を読んでそのことを確認し、これを契機として、大阪聴力障害者協会の役員等から助言を得て、夫である控訴人Zとともに弁護士に相談をし、平成31年1月、本件訴訟の提起に至った」とした。控訴人Yは、「ヘルパーから兵庫県で提起された上記訴訟のことを教えてもらうまで、旧優生保護法の存在を知らなかった」。「以上の経緯に照らすと、控訴人Yは、昭和49年5月に帝王切開手術を受けて以降に月経が止まったことなどから、不妊手術が行われたのではないかとの疑いを持っていたが、母がその疑問に明

確に答えることはなかったため、優生手術による被害に関する兵庫県での訴訟のことを、その提起日である平成30年9月28日から間もない時期に、上記ヘルパーから教えられるまで、国家賠償請求訴訟を提起できると考える機会がなかった」とし、控訴人Y及び控訴人Zが提訴できなかった原因にもなると認めた。控訴人Yの母が、控訴人Yに対し、優生手術の実施の有無等を明確に説明してこなかったのは、控訴人Xの場合と同様、「優生手術の対象となった障害者に対する社会的な差別や偏見に控訴人Yが晒されることを危惧したことが理由である」と推認した。「優生手術の対象となった障害者に対する社会的な差別・偏見やこれを危惧する家族の意識・心理の下、控訴人らが、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったことによるもの」と述べつつ、社会的な差別・偏見やこれを危惧する家族の意識・心理は、旧優生保護法が特定の障害ないし疾患を有する者を一方的に「不良」と扱う「違法な立法行為と軌を一にする」から「密接な関係」にあるというのであった。

控訴人らには、「知的障害や聴力障害などといった障害を有すること自体に起因して、健常者と比較すると、司法アクセスに対する制約」があったが、「控訴人らの有する障害そのものは、被控訴人の違法行為によって生じたものではない」とし、「障害者一般に対する差別や偏見は、様々な歴史的・社会的要因等が複合的に影響して創出・助長されるものである」から「被控訴人において、控訴人らが優生手術に係る国家賠償請求訴訟の提起ができない状況を意図的・積極的に作出した」とはいえないとした。しかし、その上で、「日本国憲法は、個人の尊重を基本理念として、特定の障害ないし疾患を有する者も人は平等に取り扱われることを明らかにしているものであり、被控訴人は、その趣旨を踏まえた施策を推進していくべき地位にあった」ともいうのであった。そして、「国家のこのような立法及びこれに基づく施策が、その規定の法的効果をも超えた社会的・心理的影響を与えた」と述べる。「優生政策や優生手術を肯定的に記述した高等学校用教科書（昭和45年頃）をはじめとする各種資料などが歴史の記録・記憶として残されているところであって、旧優生保護法の存在とこれに基づく被控訴人の施策が、同法の

優生手術の対象となった障害ないし疾患につき、かねてからあった差別・偏見を正当化・固定化した上、これを相当に助長してきたこと」が否定できないとした。「控訴人らにおいて、優生手術に係る国家賠償請求訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあった」のは、「障害を基礎に、違法な立法行為によって制定された旧優生保護法の本件各規定の存在及びこれに基づく被控訴人の施策と社会的な差別・偏見が相まったことに起因するもの」と述べるに至った。いわく、「一般に、障害者による民事訴訟の提起は相応に見受けられるところであるが、本件各規定に基づく優生手術が、記録上判明している限りにおいても1万5000件以上実施されてきたにもかかわらず、旧優生保護法の優生思想等が問題視され、その改正がされた平成8年6月以降も、平成30年より前には、優生手術に係る国家賠償請求訴訟の提起は一切なかった。このことも、旧優生保護法及びこれに基づく優生手術が、障害者を取り巻く社会・心理及びこれを前提とする司法アクセスにどのような影響を与えてきたかを物語る」という。

以上から、「旧優生保護法の本件各規定による人権侵害が強度である上、憲法の趣旨を踏まえた施策を推進していくべき地位にあった被控訴人が、上記立法・施策によって障害者等に対する差別・偏見を正当化・固定化、更に助長してきたとみられ、これに起因して、控訴人らにおいて訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったことに照らすと、控訴人らについて、除斥期間の適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平の理念に反する」というべきであって、「権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合に、その事由が解消されてから6か月を経過するまでの間、時効の完成を延期する時効停止の規定（民法158～160条）の法意に照らし、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから6か月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限されるものと解する」のが相当とした。控訴人Xは、「優生手術を受けて以降、長らく優生手術に係る国家賠償請求訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境」で、控訴人Xとの交流が続いた姉が、「平成30

年5月21日、仙台訴訟の提起を受けて弁護士による優生手術に関する法律相談が実施されているというニュースに接し」、控訴人Xにも「その内容が知らされたという経過の中で、そのような状況が解消され、それから6か月以内である平成30年9月28日に本件訴訟を提起」したものとみる。そうすると、控訴人Xの本訴請求権については、「時効停止の規定の法意」に照らし、「除斥期間の適用は制限され、その効果は生じない」ことになる。控訴人Yについては、「優生手術を受けて以降、長らく優生手術に係る国家賠償請求訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあった」ので、夫である控訴人Zについても、控訴人Yの置かれた状況に伴って、「同様に上記アクセスが著しく困難な環境にあったものといえる」ところ、控訴人Yにおいては、「ヘルパーから、優生手術による被害に関する訴訟が兵庫県で提起されたことを、その提起日である平成30年9月28日から間もない時期に教えてもらうことで、そのような状況が解消され、それから6か月以内である平成31年1月30日に本件訴訟を提起」したものとみる。つまり、控訴人X及び控訴人Yの本訴請求権についても、「時効停止の規定の法意」に照らし、「除斥期間の適用は制限され、その効果は生じない」とした。

こうして、「控訴人らの被控訴人に対する国家賠償法1条1項に基づく各損害賠償請求権は、除斥期間の経過によって消滅したものとはいえず、その消滅をいう被控訴人の主張は採用することができない」と判断された。

5. おわりに

控訴人Xの請求は、理由があるから、その限りで認容し、その余の請求を棄却し、控訴人Yの請求は理由があるから、これを認容し、控訴人Zの請求（一部請求）は、理由があるから、その限りで認容し、それらの余の請求を棄却すべきであると判決した。すなわち、これと異なる原判決を変更することとなった。筆者はこの判決を前向きに捉えた。

ただし、判決は当時の社会状況に言及するので幾分かの解題をしてみると、1950年代から食品・薬品の事故や公害犠牲者が急増し、都市における若年労働力の小家族化等で孤独な家族による我が子の殺害

事件等も起こっていた。そこで1963年に出された『児童福祉白書』には、この国が「危機的段階」だと述べられてもいた¹⁰⁾。1964年には「全国重症心身障害児を守る会」、1967年には「全国障害者問題研究会」(全障研)が結成された。コロニー設立についても、厚生省が「心身障害者コロニー懇談会」で討議し重症者総合総合収容施設の建設プランを厚生大臣に提出したのが1965年であった¹¹⁾。しかし巨大施設収容が隔離そのものと批判も広がった。1970年代初頭はオイルショックがあって、遠隔巨大施設の建設よりは身近な地域暮らしの推進を良しとする向きもあった。このころの法改正案の研究¹²⁾や親による子殺しの研究¹³⁾も日本にはある。本件控訴人らは、こういった変動の中をこれまで生き抜いてきたのであり、家族の思いもあっただろう。

さて、判決が指摘する教育業界の歴史について若干の文献的考察を試みると、振り返れば、精神薄弱児に石井亮一が滝乃川学園を開設したのは、1906年であり、いわゆる特殊教育の走りは明治期も見られた。大正デモクラシー以後で1923年8月「盲学校及聾唖学校令」を見ても、人権思想の底流を見出す余地はある。しかし例えば、全日本特殊教育研究連盟・日本精神薄弱者愛護協会・全日本精神薄弱者育成会編(1961)が、「施策はようやく緒についたばかりで、現代の日本で一番日の当たらない存在」であると述べ、「精薄対策不振」の原因として「どのような措置が適当かを定めるための要因が多角的であって、明快で単純な判定基準をたてることがむずかしい」ことを挙げていた¹⁴⁾。厚生省社会局厚生課監修(1962)は、「精神薄弱者の福祉に関する問題は、これまでもっとも解決困難な施策の一つとして、社会保障制度の谷間に長らくとり残されていた」とまでいうものであった¹⁵⁾。

戦後の特殊教育を牽引した三木安正は1946年に文部省教育研究所所員となり、教育研究所内に実験学級「大崎中学分教場」(東京都立青鳥養護学校に発展)を設置した。その後の文部省学校教育局時代に特殊学級や全日本特殊教育研究連盟(現在の全日本特別支援教育研究連盟)を設置し、「養護学校学習指導要領」の編成にも当たった。この三木が、1969年に出版した『精神薄弱教育の研究』では、「順序からいえば、その判別をどうするかを先に考えられよう

が」としつつ「判別ということはアプリアリーに決められることではなく、精神薄弱なるものの本態に関する各領域での研究の進展はもちろん、その処遇の進展、教育内容や方法の改善、さらに社会一般の精神薄弱者に対する理解・認識の変化などに応じて、判別の基準、方法も変化していくべき」と述べた。また、「ひと口に精神薄弱者の判別というが、それがどのような目的のためになされるのかということによって、判別の方法も基準も違ってくるはずである」とも述べていた。そして、「社会生活の真の向上は、そうした多種多様の業務に従事する者の協力によって、また、それらすべての者が人間として平等の権利を有するという認識によって達成されるべきものであるという思想」が、「ようやく定着してきた」との含意を示したのであった¹⁶⁾。1970年には心身障害者対策基本法が成立したのだが、津曲(1976)は施設保護万能論への批判を含みつつ目指した総合立法の到達点だったと見ている¹⁷⁾。

かつてを切り取って差別的と処断するだけでなく、これらの経緯に学ぶことはできないだろうか。自分のために、平等という言葉を使えない人が今もいる。他者による保護の平等は時代性を伴うことがあり、振り返って日本の公平が問われている。

注1

本報告に直接関連する利益相反はない。

注2

法律の表記や業界の用語例等については、史実の再現性を確保する研究の性質上、原資料と同じ表現に留めざるを得なかった。

注3

1985年以前の動向は、各省庁名を省庁再編前の名称で表記することとした。

謝辞

国立女性教育会館で、資料を閲覧させて頂きました。深く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

文献

- 1) 最高裁判所裁判例情報システム (https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1) 2022年11月1日アクセス
- 2) 一般財団法人全日本ろうあ連盟公式サイト (<https://www.jfd.or.jp/2022/03/09/pid2360>) 2022年10月13日アクセス

- 3) 認定 NPO 法人 DPI 日本会議公式サイト (<https://www.dpijapan.org/blog/demand/0308-statement/>) 2022年10月13日アクセス
- 4) 安枝伸雄 (2022) 「流れを変えた大阪・東京高裁判決の法的論理」、賃金と社会保障、1807・1808、22-26
- 5) 堀井恵里子 (2022) 「旧優生保護法をめぐる国家賠償請求訴訟の高等裁判所判決と一時金支給の現状」、社会福祉研究、144、111-115
- 6) 新里宏二 (2022) 「優生保護法裁判の目標をどこに置か、どのような方向で全面解決を求めるか」、賃金と社会保障、1807・1808、40-44
- 7) 梶原洋生 (2020a) 1951年刊行『街娼についての調査』の骨子－北海道の取組例が知れる原資料－、敬心・研究ジャーナル、4 (2)、69-73
- 8) 梶原洋生 (2020b) 児童相談所の依頼による戦後の婦人寮調査－兵庫県社会福祉研究所「昭和23年度研究調査報告」から－、新潟医療福祉学会誌、19 (3)、123-127
- 9) 梶原洋生 (2021) 旧優生保護法に係る請求の棄却－札幌地判2021 (令和3) 年1月15日への注目－、敬心・研究ジャーナル、5 (2)、33-41
- 10) 古川孝順 (1982) 『子どもの権利』、有斐閣
- 11) 宇都栄子 「戦後日本の社会福祉年表」吉田久一編著『戦後社会福祉の展開』、ドメス出版
- 12) 松原洋子 (2003) 「日本の優生法の歴史」優生保護に対する謝罪を求める会編『優生保護法が犯した罪－子どもをもつことを奪われた人々の証言－』、現代書館
- 13) 佐々木保行編著 (1980) 『日本の子殺しの研究』、高文堂出版社
- 14) 全日本特殊教育研究連盟・日本精神薄弱者愛護協会・全日本精神薄弱者育成会共編 (1961) 『精神薄弱者問題白書－1961年－』、日本文化科学社
- 15) 厚生省社会局更生課監修 (1962) 『精神薄弱者の実態と福祉の現況』、財団法人日本児童福祉協会
- 16) 三木安正 (1969) 『精神薄弱教育の研究』、日本文化科学社
- 17) 津曲裕次 「精神薄弱者福祉の成立－精神薄弱者福祉法の成立まで－」吉田久一編著『戦後社会福祉の展開』、ドメス出版

受付日：2022年11月10日

